

発議第 1 号

米沢市議会委員会条例の一部改正について

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

米沢市議会委員会条例（昭和41年米沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「水道部」を「上下水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。